

この旅行条件書は、旅行業法等に基づき、お客様に交付する取引条件説明書面および契約書面の一部です。お申込みに際してはパンフレットや本旅行条件書を十分にご確認のうえ、本募集型企画旅行の内容につきご理解いただきますようお願いいたします。

### 1. 企画旅行契約

(1) この旅行は、株式会社サンスターライン（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。

(2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。

(3) 旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び当社旅行業約款企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。

### 2. 旅行のお申込みと契約の成立時期

(1) 当社又は当社の受託営業所にて（以下「当社等」といいます。）当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、下記の申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただく時に、その一部として繰り入れます。また旅行契約は、当社等が予約の承諾をし申込書と申込金を受領した時に成立するものといたします。

(2) 当社等は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受付けることがあります。この場合、予約の時点では契約成立しておらず、当社等が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以降に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社等はお申込みはなかったものとして取扱います。

(3) 旅行契約は、郵便又はファクシミリでお申込みの場合は、申込書の提出と申込金のお支払い後、当社等がお客様との旅行契約を承諾する通知を出した時に、また電話によるお申込みの場合は、本項（2）により申込書と申込金を当社等が受理した時に成立いたします。

(4) 申込金 お一人様につき旅行代金の20%以上旅行代金までをお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。

(5) お申込みの段階で、満席、満室そのほかの自由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社等は、お客様の承諾を得てお客様をウエイティングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力することがあります。この場合でも当社等は申込金を申し受けまします。ただし、「当社等が予約が可能となった旨を通知する前にお客様よりウエイティング登録の解除のお申出があった場合」又は「結果として予約できなかった場合」は、当社等は当該申込金を全額払い戻します。

(6) 本項（5）の場合で、ウエイティングコースの契約成立は、当社等が予約可能となった旨の通知を行った時に成立するものとします。

### 3. お申込み条件

(1) 20歳未満の方は、保護者の同意書が必要です。15歳未満の方は、保護者の同行を条件とさせていただきます。75歳以上の方は、所定の「健康アンケート」の提出をお願いする事があります。旅行の安全かつ円滑な実施のためにコースによりご契約をお断りさせていただくか、同伴者の同行などを条件とさせていただく場合がございます。また、ご参加の場合に、コースの一部についての内容を変更させていただく場合がございます。

(2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合がございます。

(3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障害をお

持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行お申込みの時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なおこの場合、医師の診断書を提出していただく場合がございます。また、現地事情や関係等の状況により、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者、同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、又はご負担が少ない旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置による費用はお客様の負担となります。

(4) 当社は、本項 (1) (2) (3) の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1) (2) はお申込みの日 (1) (2) はお申込みの日から (3) はお申し出の日から原則として 10 日以内にご連絡致します。

#### 4. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1) 当社等は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。

(2) 本項(1)の契約書面を補完する書面として当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。(原則として旅行開始日の2週間前～7日前にはお渡しするよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします。)ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

#### 5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。

#### 6. お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告またはパンフレットに「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は、第3項の「申込金」、第15項(1)の①の(ア)の「取消料」、第15項(1)の②の(ア)の「違約料」、及び第24項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

#### 7. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃・料金(等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットに明示します。)

(2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所/ただし、旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。)

(3) 旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料)

(4) 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金(ホームページ等に特に別途の記載がない限り、2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。)

(5) 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金

(6) 手荷物の運搬料金

お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金(航空機で運搬の場合はお1人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくは係員にお尋ねください)また、一部の空港・駅・港・ホテルではポーターがいない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。

(7) 添乗員同行コースの同行費用

上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

#### 8. 旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- (1) 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）
- (2) クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付けその他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (3) 渡航手続関係諸費用（旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代行料金）
- (4) ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー（別途料金の小旅行）の料金
- (5) 日本国内の空港施設使用料
- (6) 運輸機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）
- (7) 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費・及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
- (8) 旅行日程中の空港税等（日本国内通行税を含む）（ただし、空港税等を含んでいることを当社がパンフレットで明示したコースを除きます。）

#### 9. 追加代金と割引代金

(1) 第6項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。）

- ①お1人部屋を使用される場合の追加代金
- ②ホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金
- ③「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金
- ④ホテルの宿泊延長のための追加代金
- ⑤航空座席のクラス変更に要する運賃差額
- ⑥その他パンフレット等で「×××追加代金」と称するもの（アーリーチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨パンフレット等に記載した場合の追加代金等）

(2) 第7項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ、割引引き後の旅行代金を設定した場合を除きます。）

- ①1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した1人あたりの割引代金。
- ②その他パンフレット等で「〇〇〇割引代金」と称するもの

#### 10. 渡航手続

ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社らは、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社らはお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

#### 11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することかあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

#### 12. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度

を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

(2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

(4) 第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

(5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、募集型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

### 13. お客様の交替

お客様は万一の場合、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として1万円をいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。）また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、交替をお断りする場合があります。

### 14. 旅行契約の解除・払い戻し

#### (1) 旅行開始前

##### ①お客様の解除権・払戻し

(ア) お客様は次に記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は当社の営業時間内にお受けします。特定日とは4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7をいい、解除料が40日前から必要です。

(イ) お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

a. 第11項に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が以下に例示するような重要なものである場合に限りします。

- ・旅行開始日又は終了日の変更
- ・入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更
- ・運送機関の種類又は会社の変更
- ・運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
- ・本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
- ・本邦内とお本邦外との間における直行便の乗継便又は経由地への変更
- ・宿泊施設の種類又は名称の変更
- ・宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)
旅行開始日がピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	旅行代金の20%
前々日～当日	旅行代金の50%
旅行開始後又は不参加	旅行代金の100%

b. 第12項(1)に基づき、旅行代金に変更されたとき。ただし、その変更が以下の例示するような重要なものである場合に限ります。

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

d. 当社がおお客様に対し、第4項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。

e. 当社の責に帰すべき事由によりパンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

ウ、当社は本項「(1)の①のア」により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項「(1)の①のイ」により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しいたします。

#### ②当社の解除権

ア、お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われなるときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項「(1)の①のア」に規定する取消料と同額の違約金をお支払いいただきます。

イ、次の各一に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

a、お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他露光参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b、お客様が病気その他事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

c、お客様が他のおお客様に迷惑を及ぼし、又は、団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められたとき。

d、お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあたる日より前に、また、同期間以外に旅行開始とするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。

e、スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成熟しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

f、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合においてパンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

ウ、当社は本項「(1)の②のア」により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項「(1)の②のイ」により旅行代金の解除をしたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

(2) 旅行開始後の解除

①お客様の解除、払い戻し

ア、お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

イ、旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により募集パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を払うことなく、当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分を解除することができます。この場合当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供を解除することができます。その場合当社の旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様へ払い戻しいたします。

②当社

の解除、払い戻し

ア、旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

a、お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき、b、お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員の指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。c、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当日の関与し得ない事由が生じた場合において旅行の継続が不可能となったとき。イ、解除の効果及び払い戻し。本項「(2)の②のア」に記載した事由でお客様又は当社が旅行契約を解除したときはは、本項「(1)の①のア」によりお客様が取消料を支払って旅行契約を解除するときを除き、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これらをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料、違約金その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

ウ、本項「(2)の②のアのAC」のにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。エ、当社が本項か「(2)の②のア」の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様がすでに提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

15. 旅行代金の払い戻しの時期

(1)当社は、「第13項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「前15項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。

(2)本項(1)の規定は、第19項(当社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

16. 当社の指示

お客様は、旅行開始後終了までの間、主催旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

17. 添乗員

(1)添乗員の同行の有無はホームページに明示いたします。

(2)添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員の同行しない旅行においては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行ないます。

(3)添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。

(4)添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

#### 18. 当社の責任

(1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、賠償いたします。

(2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。

ア、天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止  
イ、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更  
ウ、

官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

エ、自由行動中の事故

オ、食中毒

カ、盗難

キ、運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

(3)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)の規定にかかわらず損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

#### 19. 特別補償

(1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、企画旅行契約約款特別補償規定により、お客様が企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては補償金及び見舞金を、また、手荷物に対する損害につきましては損害補償金を支払います。死亡補償金として海外旅行2,500万円、国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により海外旅行4万円～40万円、国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により海外旅行2万円～10万円、国内旅行1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った被害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、[当旅行参加中]とはいたしません。

(2)お客様が企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為、法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用品を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、スカイダイビング、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する企画旅行(オプションツアー)については、主たる募集型企画旅行契約の一部として取り扱います。(3)当社が本項(1)に基づく補償金支払義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

#### 20. お客様の責任

(1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の企画旅行契約約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の

賠償を申し受けます。

(2)お客様は、当社から提供された情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

(4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

## 21. 変更にもなう諸経費

旅行開始日の前日からさかのぼって8日目にあたる日以降に以下の事項が発生した場合は、下記の表の区分にしたがって変更等に係る諸費用を申受けます。なお、下記(ア)、(イ)においては、その訂正が運送・宿泊等の関係機関により受諾された時点、また(ウ)(エ)においては、追加・変更・取消に伴う手配が完了した時点をそれぞれ変更が発生した日といたします。また、変更に伴い航空運賃に差額が発生が生じるときは、これをお客様の負担とします。

(ア) 氏名および性別の訂正

(イ) 大人・子ども・幼児の年齢区分の訂正

(ウ) 「延泊プラン」の追加・変更・取消「国内線特別プラン」の追加・変更・航空機の変更をもなう「追加プラン」の追加・変更・取消および航空機座席クラスの変更

(エ) その他お客様の都合による航空券の変更

ご利用航空座席クラス	ご旅行方面	諸費用
エグゼクティブクラス、ファーストクラス航空座席ご利用のお客様	全方面	大人 2,000円 子ども 2,000円
その他航空座席(エコノミークラス)ご利用のお客様(エグゼクティブクラス、ファーストクラスの航空座席に変更される場合は当区分が適用されます)	ハワイ・北米・中南米・ヨーロッパ(ロシアを除く)アフリカ・中東(ドバイを含む)	大人 17,500円 子ども 13,200円
	アジア(韓国を除く)・ロシア・ミクロネシア・オセアニア・南太平洋・中国	大人 10,000円 子ども 7,500円
	韓国	大人 6,000円 子ども 4,500円

## 22. オプションツアー&特別提供

(1)当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する企画旅行(以下「当社オプションツアー」といいます。)の第20項(特別補償)の適用については、当社は、主たる企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社企画のオプションツアーは、パンフレット等で「企画者・実施者:当社」と明示します。

(2)オプションツアーの企画・実施者が当社以外の現地法人である旨をパンフレット明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、当社は同項の規定に基づき損害賠償金を支払います。また、当該オプションツアーの催行に係る企画・実施者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該オプションツアーが催行される現地法人及び当該企画・実施者の定めにより扱います。

(3)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規定は適用しますが、それ以外の責任を負いません。

## 23. 旅程保証

(1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①②③④で



規定する変更を除きます。)は、第7項で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。) ア、旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変。

イ、戦乱。

ウ、暴動。

エ、官公署の命令

オ、欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止。

カ、遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供。

キ、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置。

②第15項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

③次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、「最終旅行日程表に記載した日程からの変更の場合で、募集パンフレットに記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合は、当社は変更補償金を支払いません。」④

募集パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける日時や順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

(2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「お支払対象旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限としています。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額＝1件につき下記の利×お支払対象旅行代金	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
三 契約書面に記載した運送機関のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0%	2.0%
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は、経由地への変更	1.0%	2.0%
七 契約書面に記載した宿泊期間の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
八 契約書面に記載した宿泊期間の客室の種類、設備、景観その他のお客様お条件変更	1.0%	2.0%
九 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注一「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日までの前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスとの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注五 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

注六 第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。

#### 24. 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

①当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）より、署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払を受けることを（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

②通信契約の申込みに際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

③通信契約は、当社が契約の締結を承認する旨の通知を発したときに成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知メール、FAX、留守番電話等で行う場合は当該通知が会員に到着したときに成立します。

④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払戻債務を履行すべき日と、前者の場合は契約成立日、公社の場合は契約解除の申し出のあった日となります。⑤

商品によっては、クレジットカードを利用できない場合があります。販売担当者にご確認下さい。

#### 25. 旅程条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2020年3月1日を基準としています。また旅行代金の2020年3月現在有効のIIT運賃及び航空運賃、適用規定に基づいて算出しています。なお旅行代金の変更について定めた当社約款第13条第1項から第4項の規定の適用に関しては、幅運賃制であるIIT運賃（個人包括旅行運賃）の適用を受ける旅行代金は認可された幅の範囲内での航空運賃の増額又は減額による変更はいたしません。

#### 26. その他

(1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(2) こども代金は、旅行開始日当日を基準に満2才以上、12才未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2才未満で航空座席を使用しない方に適用します。

(3) 発着空港と旅行契約の範囲については、例えば、「東京発」（又は「関西空港」）とパンフレット等に明示した場合で、日本国内の東京（又は「関西空港発」とパンフレット等に明示した場合で、日本国内の東京（又は関西空港）以外の他の空港から「追加料金なし又は所定の追加料金でご参加が可能な旨」を明示した場合でも、旅行契約の範囲は、「東京発から東京着まで」（又は「関西空港から関西空港着まで）」となります。

(4) 健康衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。

(5) 海外危険情報について

渡航先（国又は地域）によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。下記の外務省「外務省海外安全ホームページ：

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>」をご確認ください。

(6) 渡航先に「海外危険情報」発出された場合の催行中止について

旅行のお申し込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は、旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。外務省「海外危険情報」が「渡航の是非を検討して下さい」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止する場合があります。その場合は旅行代金を全額返金します。ただし、当社が安全に対し適切な処置が取られていると判断して、旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめられると当社は所定の取消料をいただきます。

(7) 海外旅行保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で十分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については販売員の係員にお問い合わせください。

(8) お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中、送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社ではお店の選定には万全をきしておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認および、レシートの受け取りなどは必ず行って下さい。免税払戻がある場合は、購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港にて手続き方法をご確認の上ご自身で行って下さい。ワシントン条約又は国際諸法令により日本へ持込みが禁止されていた品物がございますので、ご購入には十分注意ください。

(9) 事故等のお申し出については、その事情がなくなり次第ご通知ください。

(10) 個人情報の取扱について

当社及び下記「販売店」欄記載の受託旅行業者は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送、宿泊機関の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

※このほか、当社及び販売店では、(1) 会社及び会社と提携する企業の商品のサービス、キャンペーンのご案内。(2) 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。(3) アンケートのお願い。(4) 特典サービスの提供。(5) 統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号および搭乗される航空便名等に係る個人データをあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、下記のお問い合わせ窓口宛出発前までにお申し出ください。電話 06-6614-2534

(11) 募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

(12) この旅行条件は、2020年3月1日を基準としています。

旅行代金算出日は、各パンフレットごとに記載しています。